

名古屋市環境審議会答申 について

～土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方～

大同大学情報学部 教授 大東 憲二

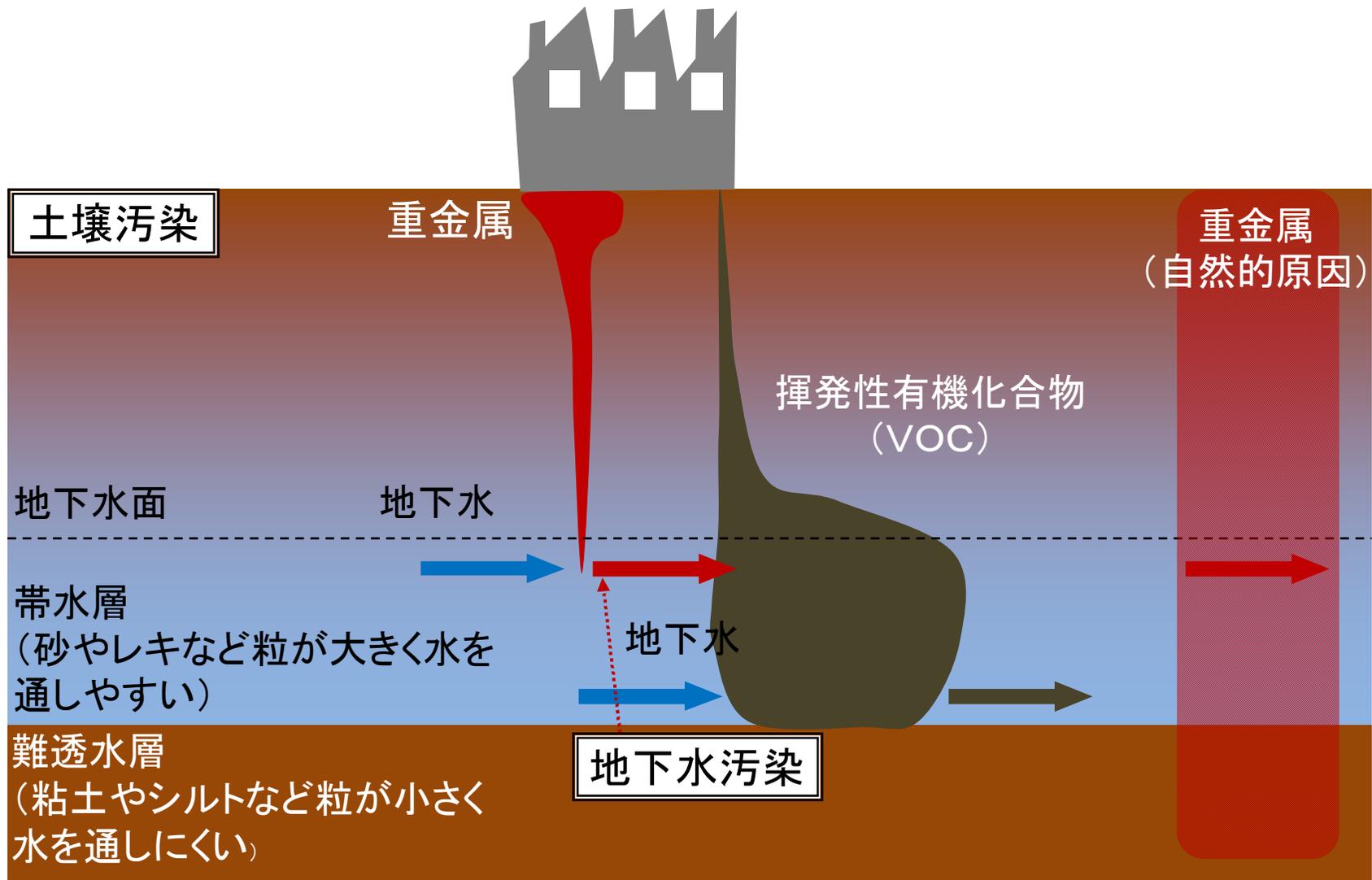
目次

1. 土壌汚染とは
2. 条例改正の経緯
3. 現行制度
4. 法及び条例の施行状況
5. 審議内容と答申

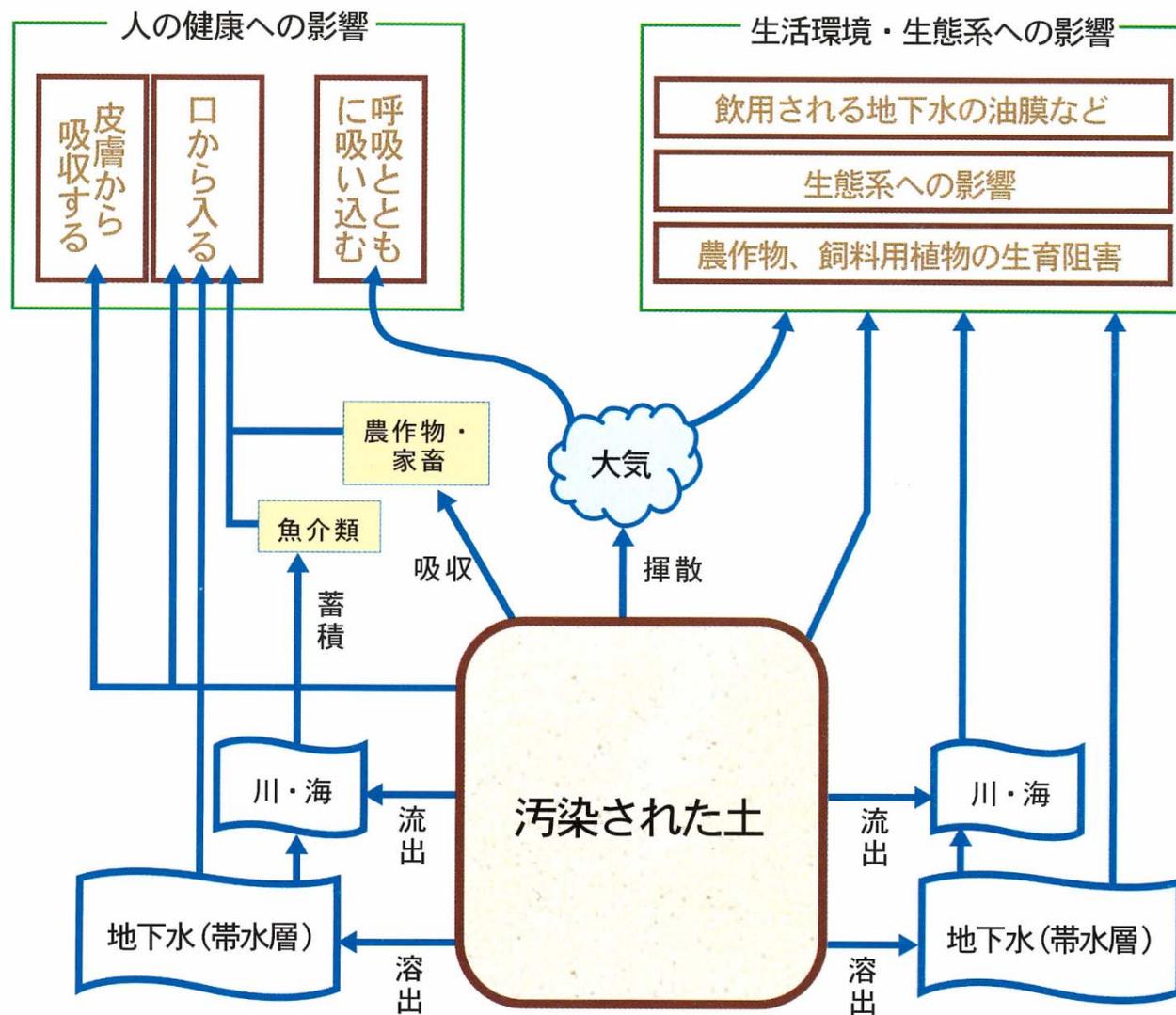
1. 土壌汚染とは

- 土壌汚染の原因
- 土壌汚染の影響と摂取経路
- 土壌汚染のリスク
- 土壌汚染と環境リスク
- 特定有害物質の種類と基準

土壤汚染の原因



土壌汚染の影響と摂取経路



出典:「土壌汚染対策法のしくみ」(環境省・財団法人日本環境協会)

土壤汚染のリスク

① 地下水等経路によるリスク



土壤汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合。

② 直接摂取によるリスク



子どもが砂場遊びをしているときに手に付いた土壌を口にする。

土壤汚染と環境リスク

土壤汚染による
環境リスク

=

汚染物質の
有害性

×

暴露量
(摂取量)

① 地下水等経由によるリスク

= 汚染物質の有害性 × 汚染物質の地下水中濃度 × 地下水の飲用量

⇒ 土壤溶出量基準

② 直接摂取によるリスク

= 汚染物質の有害性 × 汚染物質の土壤中濃度 × 土壤の摂食量

⇒ 土壤含有量基準

特定有害物質の種類と基準①

分類	特定有害物質の種類	指定基準(法)	
		土壤汚染等処理基準(条例)	
		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
		(mg/L)	(mg/kg)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—

特定有害物質の種類と基準②

分類	特定有害物質の種類	指定基準(法)	
		土壤汚染等処理基準(条例)	
		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
		(mg/L)	(mg/kg)
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下

特定有害物質の種類と基準③

分類	特定有害物質の種類	指定基準(法)	
		土壤汚染等処理基準(条例)	
		土壤溶出量基準	土壤含有量基準
		(mg/L)	(mg/kg)
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

2. 条例改正の経緯

平成15年2月 土壤汚染対策法施行

10月 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（略称：環境保全条例）施行

平成22年4月 土壤汚染対策法の一部を改正する法律施行

○法や条例に基づかない自主的な調査により
汚染が数多く判明

○法改正により、法と条例が求める対応に差



課題が顕在化

名古屋市環境審議会での審議経過

平成23年1月

名古屋市長から環境審議会に諮問

3月～8月

土壌及び地下水汚染規制部会にて調査審議
(4回)

6月13日～7月13日

中間とりまとめの公表及び市民意見の募集
(パブリックコメント)

9月

名古屋市環境審議会から名古屋市長に答申

3. 現行制度

- 土壌汚染対策法(平成22年改正)の概要
- 名古屋市環境保全条例(改正前)の概要
- 法と条例(改正前)の比較

土壌汚染対策法の概要

＜目的＞土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する

＜調査・結果の報告＞

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時
- ・ 3000m²以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認めるとき

＜自主調査＞

- ・ 法以外の調査で汚染が判明したとき

指定基準を超過した場合

任意の申請

＜区域の指定＞

健康被害のおそれあり

健康被害のおそれなし

＜要措置区域＞

- ・ 汚染の除去等の措置を市長が指示
- ・ 土地の形質の変更の原則禁止

摂取経路の遮断

＜形質変更時要届出区域＞

- ・ 汚染の除去等の措置は不要
- ・ 土地の形質変更時に計画の届出

汚染の除去

汚染の除去

＜指定の解除＞

＜汚染土壌の搬出＞

- ・ 搬出の規制(計画の届出、運搬基準、処理の委託)
- ・ 管理票の交付及び保存
- ・ 汚染土壌の処理業の許可制度

名古屋市環境保全条例(改正前)の概要

<目的>

現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全

<調査・結果の報告>

- ・特定有害物質等取扱事業者が敷地内に土壌・地下水汚染のおそれがあると判断したとき
- ・特定有害物質等取扱事業者が敷地内で500m²以上の土地の改変をしようとするとき
- ・3,000m²以上の土地改変の履歴調査結果報告の際に有害物質の取扱履歴が確認されたとき



土壌汚染等処理基準を超過した場合

<措置>

汚染が判明したすべての土地で、次の届出や措置が必要

- ・汚染拡散防止計画書の届出
- ・汚染の拡散を防止するための措置
- ・汚染拡散防止措置完了の届出

※ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査が実施された土地については、環境保全条例の規定は適用されない。

法と条例(改正前)の比較①

事項 \ 名称	土壌汚染対策法	環境保全条例(改正前)
目的	国民の健康の保護	現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全
自主調査で汚染が判明した場合	任意の申請により、法の適用を受けることができる	規定なし

※ 自主調査とは、法や条例に基づかずに、土地の所有者等が自らの判断で実施する調査をいう。

法と条例(改正前)の比較②

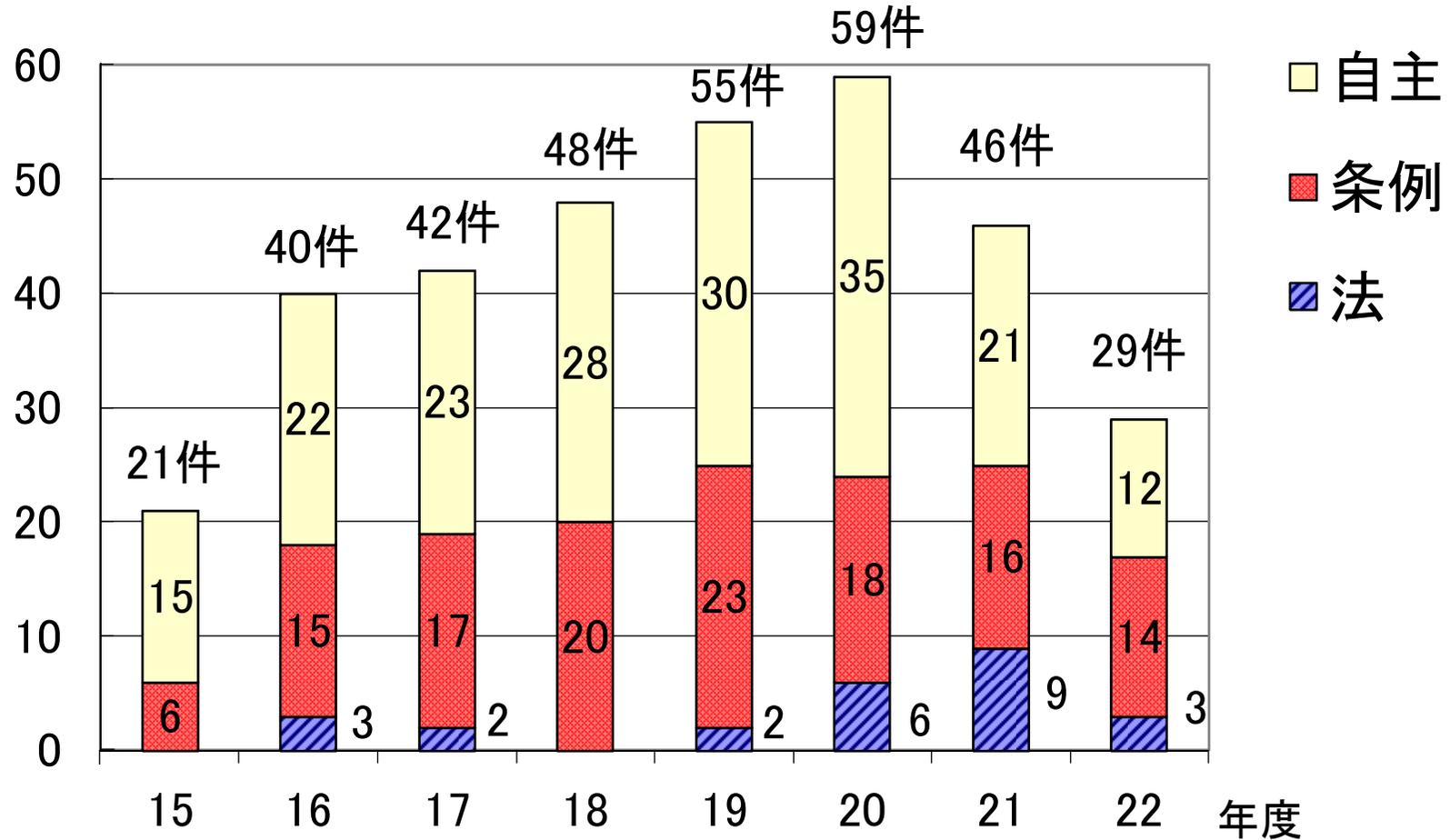
事項 \ 名称	土壌汚染対策法	環境保全条例(改正前)
法や条例に基づく調査で汚染が判明した場合	法の適用を受けた土地のうち、 現在の健康被害のおそれがある 場合は対策が必要となるが、 おそれがない場合は不要 となる	法の適用を受けた土地は条例の適用が除外されているため、 法で対策が不要とされた土地には対策を求めることができない
汚染土壌搬出に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬基準の遵守 ・ 汚染土壌処理業者への処理委託 ・ 管理票の交付・保存 	規定なし

4. 法及び条例の施行状況

- 土壌・地下水汚染の報告
- 実施された措置
- 汚染土壌の搬出

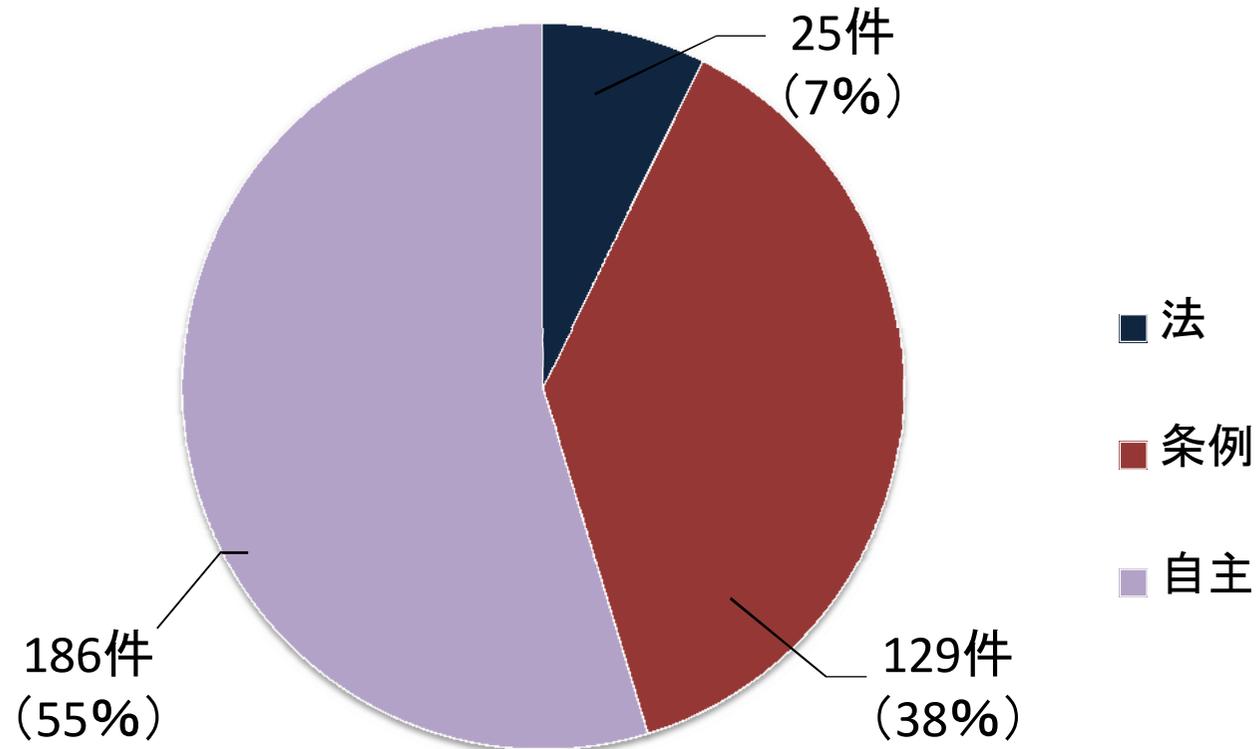
土壌・地下水汚染の報告①

件数



土壌・地下水汚染の報告②

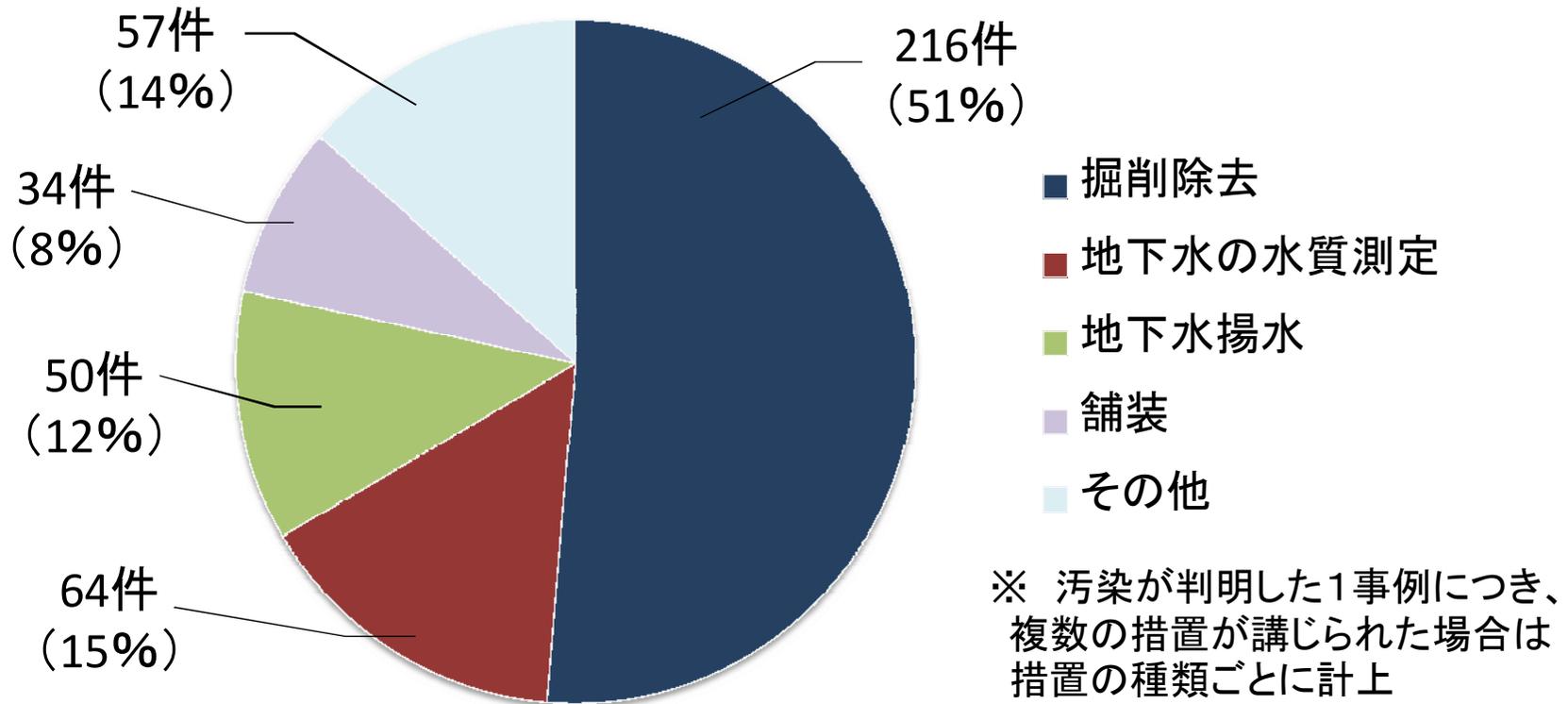
汚染報告件数の内訳
(平成15年度～平成22年度累計)



汚染報告の5割以上が自主調査によるもの

実施された措置

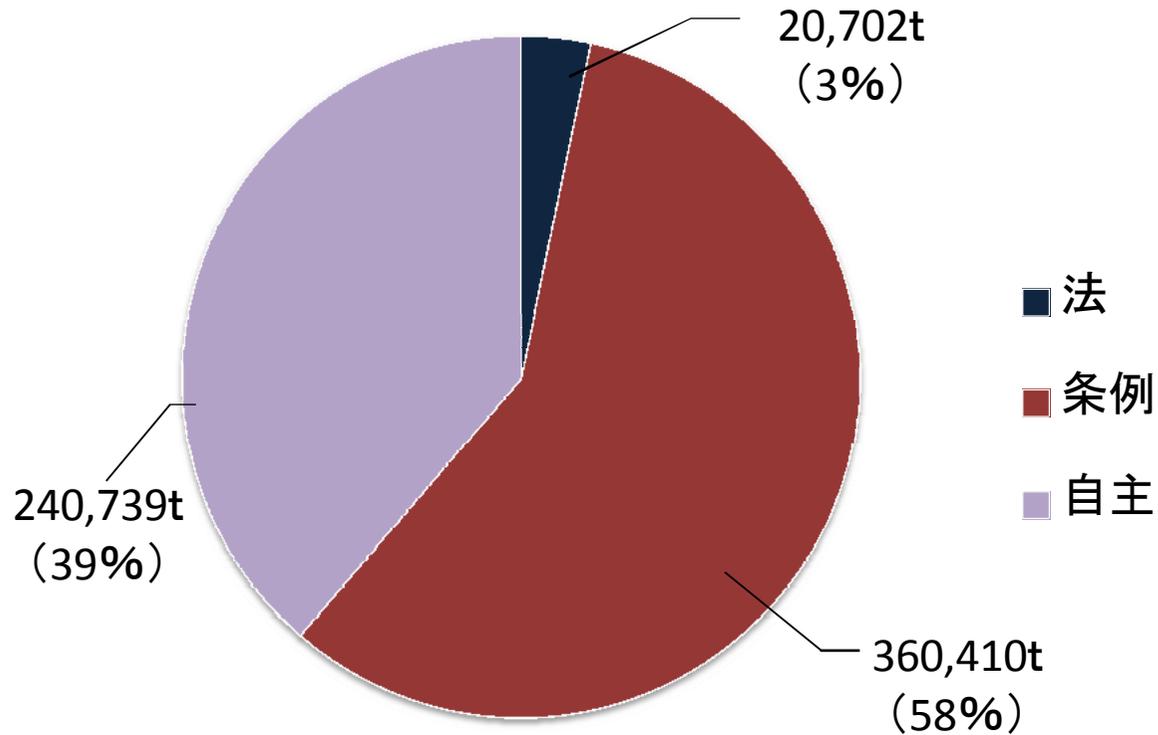
実施された措置の内訳
(平成15年度～平成22年度累計)



措置の5割以上が掘削除去

汚染土壌の搬出

搬出汚染土壌の量の内訳
(平成15年度～平成22年度累計)



搬出汚染土壌の9割以上が条例や自主調査により
汚染が判明したもの

5. 審議内容と答申

- 自主調査への対応
- 汚染状況に応じた合理的な対策の推進
- 搬出される汚染土壌の適正処理の確保

自主調査への対応①

ア 現状

- ・汚染報告の5割以上が法や条例に基づかない自主的な調査によるものである。
- ・法改正に伴い、任意の申請制度が設けられたが、活用されていない。
- ・汚染判明後の対応について明確な規定はないが、市では、条例で義務づけられた調査を行った場合と同等の対応を行政指導している。

自主調査への対応②

イ 課題

- 適切な対応がとられない場合は、**健康被害**につながるおそれがある。

ウ 答申

- 有害物質による人への健康リスクは、**自主調査であっても同じであることから、汚染が判明した場合は、報告を義務付け、条例に基づく対策が必要**である。

汚染状況に応じた合理的な対策の推進①

ア 現状

- ・ 条例では、土壌・地下水汚染が判明した場合に対策を必要としている。

法が適用された土地のうち、健康被害のおそれがない場合については対策が不要とされるが、条例の適用が除外されているため、市では、条例と同等の対策を行政指導している。

- ・ 有害物質の使用履歴がなくても、汚染が判明する場合がある。

汚染状況に応じた合理的な対策の推進②

イ 課題

- ・ 法で対策が不要とされる土地で適切な対策がとられない場合は、**地下水汚染が周辺地域へ拡大**するおそれがある。
- ・ 汚染の由来に関わらず、一律に対策を求めることは、土地所有者等に**必要以上の負担**を強いるとともに、**公平性を欠く**ことにつながる。

汚染状況に応じた合理的な対策の推進③

ウ 答申

- ・ 健康被害がないとして法で対策が不要とされた土地でも、汚染が判明した場合は、生活環境保全のため対策が必要である。
- ・ 過剰な対策とならないよう、汚染が判明した土地を、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれや汚染の由来等に応じた区域に分類し、必要な対策を明確化するなど、合理的な対策を推進する必要がある。

搬出される汚染土壌の適正処理の確保①

ア 現状

- ・ 搬出される汚染土壌の量の9割が条例や自主調査により汚染が判明したものである。
- ・ 法改正に伴い、搬出される汚染土壌については、適正処理が義務付けられた。
条例には規定がないが、市では、法と同等の処理を行政指導している。

搬出される汚染土壌の適正処理の確保②

イ 課題

適正な処理がされない場合は、**搬出先での新たな汚染**につながるおそれがある。

ウ 答申

汚染土壌の不適正な処理による新たな土壌・地下水汚染を防止するため、**法に準じた規制を導入**する必要がある。